

計量器（はかり）定期検査のお知らせ・手数料

埼玉県計量検定所
越 生 町

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するための「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に受検していただきますようお願いいたします。



定期検査について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0801/teikikensa/index.html>

検査対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

検査の対象となる使用例	検査が不要な使用例
1. 商品の <u>重さを明示</u> するために使用するもの	1. 原材料の配合等に使用するもの
2. 原材料の <u>購入</u> ・製品の <u>販売出荷</u> のために使用するもの	2. 個人が健康管理のために使用する体重計
3. 食材などの <u>購入</u> のために使用するもの	3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計
4. 貨物・荷物の <u>運賃算出</u> 等に使用するもの	4. 郵便物の料金の目安として使用するもの
5. 農産物、水産物の <u>売買</u> ・ <u>出荷</u> のために使用するもの	5. 試しはかり [*] として使用するもの
6. <u>薬の調剤用</u> に使用するもの	([*] 最終的な計量は別のはかりで行う)
7. 廃棄物処理業者などが、 <u>処理費用の算定</u> に使用するもの	6. 動物病院で治療のために使用するもの
8. 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを <u>最終確認</u> するために使用するもの	7. 商品を小分けにするためのもので、 重さの明示に使用しないもの
9. 観光農園や農産物直売所において <u>料金算定</u> や <u>量目表記</u> のために使用するもの	8. 病院等で処置室や手術室等における施術 の管理で使用するもの
10. 医療機関、幼稚園、保育所、学校等において <u>法令で定められた健康診断</u> (体重測定)に使用するもの	

用意するもの

- はかり（分銅・おもりを含む）
- 申請書（3枚複写）
- 検査手数料(裏面参照)
 - ・集合検査はキャッシュレス決済のみ（詳細は裏面参照）
 - ・使用場所に伺う検査は現金支払いのみ

お問い合わせ先

- ・当日の検査に関すること：埼玉県計量検定所 検査検定担当（TEL 048-652-2171）
- ・事前調査に関すること：事前調査票右下、各市町村の連絡先

参考URL

埼玉県計量検定所ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0801/index.html>



